

論文の要旨

日中戦争から第二次世界大戦下の従軍看護婦

—日本赤十字社を中心に—

学籍番号 200470271 山田ノリ子

従軍看護婦が日本軍関連の施設や病院船に派遣され、日本軍の戦時医療を担ったのは、わずか80年前である。にも関わらず、また、従軍看護婦が生存しているにも関わらず、明らかにされていない部分が多い。日中戦争から第二次世界大戦敗戦までの間の歴史は数多く発表されているが、個々の兵士の死因が明らかにならない点が多いなど、まだ不明な部分を多く残す。戦時の医療を担った従軍看護婦の実態もその一つである。本研究は、戦時の医療従事者のなかの大多数を占め、また資料が残されている日本赤十字社従軍看護婦の実態を明らかにすることを試みる。

序章では日本赤十字社従軍看護婦について説明を加えるとともに、陸軍看護婦、満洲赤十字社従軍看護婦にも触れた後、資料を紹介する。

第一章では、『日本赤十字社史稿』（上巻）、『日本赤十字社史続稿』（第4巻）、及び『日本赤十字社看護婦養成史稿』をもとに日本軍への従軍看護婦の派遣が確立される過程を述べるとともに、従軍看護婦の実態をもとに従軍看護婦派遣制度を歴史的に位置づけることを試みた。日本赤十字社の従軍看護婦は、1922年5月改正の、救護班と救護班派遣に関する規則である「日本赤十字社戦時救護規則」に基づいて派遣された。「日本赤十字社戦時救護規則」のもととなった「日本赤十字社令」は、救護員が帯剣することを認めており、赤十字条約と矛盾する部分がある。また、「陸海軍人に下した弾給へる勅諭」と根底が似通った看護婦訓戒を作成し、服従と、兵士の看護をすることが国のために奉仕することだと教えた。この教育が、日本赤十字社従軍看護婦がどのような影響を与えたかを考察する。

第二章では、応召した従軍看護婦の派遣先と疾病との関係を明らかにするとともに、『日本赤十字社史稿』（第4巻）、及び『日本赤十字社史稿』（第5巻）及び、殉職した日本赤十字社従軍看護婦に関する記録である『違芳録』3巻を中心に、死因と疾病、配属先と勤務状況を明らかにし、従軍看護婦が戦時医療にしめる意義と役割を考察する。

第三章では、南方ビルマの第118兵站病院に配属された広島班第489班を通して、戦地の病院における看護の内容と看護婦の勤務状況、疾病を明らかにする。また、兵士の疾患と死因、病院の状況にも触れながら、戦地での激務が、また、戦後、戦勝国の看護婦とのふれあいが元従軍看護婦に与えた影響を考察する。

第四章では、満洲を中心に中国における日本赤十字社従軍看護婦の状況を述べる。南方に比べ、1937年から戦地での看護を続け、終戦直後からソ連軍侵攻による戦闘に巻き込まれ戦後は留用された元従軍看護婦の状況を明らかにし、元従軍看護婦に及ぼした影響を考察する。

第五章では、日本赤十字社従軍看護婦と靖国神社合祀の関係について述べ、日本赤十字社の看護婦養成に靖国神社が占めた役割を考察する。

第六章では日本赤十字社従軍看護婦と戦後補償として、恩給請願運動とその経過と結果について述べる。

終章では、論文を総括する。